

大分県報

令和四年

号外（五）

八月三十一日

（水曜日）

目次

訓令 甲

大分県電子署名規程の一部改正……………一
大分県文書管理規程の一部改正……………一

○訓令 甲

大分県訓令甲第十六号

本 庁
地 方 機 関
大分県電子署名規程（平成十五年大分県訓令甲第二十三号）の一部を次のように改正する。
令和四年八月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二条に次の一号を加える。

十五 電子契約書 契約内容を記録した電磁的記録をいう。

第五条第二号中「管理台帳」を「職証明カードの管理台帳」に改める。

第十四条第四項に次のただし書を加える。

ただし、あらかじめ職証明カード管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（電子契約書における電子署名に関する特例）

第十六条 電子契約書における電子署名（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の四の二に規定するものに限る、職に係るものを除く。）については、知事又はその権限の委任を受けた者の職に係る電子署名とみなす。この場合においては、第三条及び第六条から前条まで並びに附則第二項及び第三項の規定は適用せず、当該電子

署名の措置、管理等について必要な事項は、別に定めるところによる。

附則

この訓令は、令和四年九月一日から施行する。

大分県訓令甲第十七号

本 庁
地 方 機 関
大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
令和四年八月三十一日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

目次中「第七十三条の三」を「第七十三条の四」に改める。

第七十条中「総合行政ネットワーク」の下に、「電子契約システム（第七十三条の二に規定する電子契約システムをいう。）」を加え、「第七十三条の二」を「第七十三条の三」に、「第七十三条の三第一項」を「第七十三条の四第一項」に改める。

第二章第七節中第七十三条の三を第七十三条の四とし、第七十三条の二を第七十三条の三とし、第七十三条の次に次の一条を加える。

（電子契約システムによる施行）

第七十三条の二 電子契約書（契約内容を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）は、電子契約システム（電子契約書に電子署名（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の四の二に規定するものに限る。）が行われることにより契約を締結するためのシステムで、行政企画課電子自治体推進室長が管理するものをいう。）により施行しなければならない。

附則

この訓令は、令和四年九月一日から施行する。